

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)(新旧対照表)

旧	新
<p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 金商業等府令第70条の2第7項に定める業務管理体制の整備に係る留意事項</u> <u>証券会社等が社内取引システム(金商業等府令第70条の2第7項に規定する社内取引システムをいう。本IV-3-1-2において同じ。)を使用して同項に規定する取次ぎを行う場合、投資者保護の観点から、以下の点について、顧客に対し分かりやすく説明しているか留意するものとする。</u></p> <p>① <u>社内取引システムを運営する者に関する情報(会社の概要及び社内取引システムを利用した自己勘定取引の有無を含む。)及び他の取引参加者の概要</u></p> <p>② <u>社内取引システムを使用して行う金商業等府令第70条の2第7項に規定する取次ぎを取引所金融商品市場等(取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムをいう。)における価格(価格に相当する事項を含む。)と比較して当該価格と同一又はそれよりも有利な価格で行う場合、その仕組みの詳細</u></p> <p>③ <u>取引ルール(取引の参加基準、拒否事由及び社内取引システムに回送する方法を顧客が注文執行の選択から外す方法を含む。)</u></p> <p>④ <u>注文の回送時に対当した価格が必ずしも約定時における有利な価格を保証するものではないこと及び注文を故意に顧客に不利な取引の条件で執行することがないこと</u></p> <p>⑤ <u>顧客がより有利な価格で取引を行うことを主な目的として社内取引システムを用いた取引を行う場合、当該社内取引システムを利用したことによる個々の取引に係る価格改善効果の状況(価格改善しなかった場合はその理由を含む。)</u></p> <p>⑥ <u>社内取引システムを用いて約定した顧客自身の注文に係る金商業</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)(新旧対照表)

旧	新
<p>(10) 営業員の業務上の評価に係る留意事項 顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築する観点から、営業員に対する業務上の評価が投資信託の販売手数料等の収入面に偏重することなく、預り資産の増加等の顧客基盤の拡大面についても適正に評価するものとなっているか留意して監督するものとする。</p> <p>(11) 監督手法・対応 日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社等の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>IV-4-2-1 認可 私設取引システム (Proprietary Trading System ; P T S) は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>① 私設取引システムに該当するか否かを判断する際には、次の点に留意</p>	<p><u>等府令第158条第5項の規定による記載事項について当該顧客が開示の請求をする方法</u></p> <p>(11) 営業員の業務上の評価に係る留意事項 顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築する観点から、営業員に対する業務上の評価が投資信託の販売手数料等の収入面に偏重することなく、預り資産の増加等の顧客基盤の拡大面についても適正に評価するものとなっているか留意して監督するものとする。</p> <p>(12) 監督手法・対応 日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社等の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>IV-4-2-1 認可 私設取引システム (Proprietary Trading System ; P T S) は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>① 私設取引システムに該当するか否かを判断する際には、次の点に留意</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)(新旧対照表)

旧	新
<p>するものとする。</p> <p>イ. 取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買の取次ぎを行い、又は他の単一の金融商品取引業者に有価証券の売買の取次ぎを行うシステムについては、私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しないものとする。</p> <p>(注) <u>たとえば、2の顧客の同数量の売り注文及び買い注文を、売買立会によらない取引を行う取引所金融商品市場に同時に取り次ぐシステムは、基本的に、私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しない。一方、顧客注文を売買立会によらない取引を行う取引所金融商品市場に取り次ぐシステムであっても、システム内で注文の集約または相殺等を行うような場合は、私設取引システム又は取引所金融商品市場等に該当する可能性がある。</u></p> <p>ロ. 顧客との間で有価証券の売買を行う自己対当売買のシステムであっても、多数の注文による有価証券の需給を集約した提示気配に基づき売買を成立させていくものについては、私設取引システム又は取引所金融商品市場等に該当する場合がある。</p> <p>ハ. 株価や金融情報を提供している金融商品取引業者や情報ベンダーについても、複数の金融商品取引業者等が提示している気配に一覧性があり(気配の競合)、専用情報端末の配布や注文・交渉のためのリンク等の設定をはじめとする取引条件に係る合意手段が提供されている場合には、金融商品取引業(媒介)に該当し、かつPTS業務の認可を併せて要することに留意する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>するものとする。</p> <p>イ. 取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買の取次ぎを行い、又は他の単一の金融商品取引業者に有価証券の売買の取次ぎを行うシステムについては、私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しないものとする。</p> <p>(注) <u>例えば、金商業等府令第70条の2第7項に規定する価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものを使用して行う同項に規定する取次ぎは、基本的に、私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しない。一方、当該取次ぎであっても、システム内で注文の集約又は相殺等を行うような場合は、私設取引システム又は取引所金融商品市場等に該当する可能性がある。</u></p> <p>ロ. 顧客との間で有価証券の売買を行う自己対当売買のシステムであっても、多数の注文による有価証券の需給を集約した提示気配に基づき売買を成立させていくものについては、私設取引システム又は取引所金融商品市場等に該当する場合がある。</p> <p>ハ. 株価や金融情報を提供している金融商品取引業者や情報ベンダーについても、複数の金融商品取引業者等が提示している気配に一覧性があり(気配の競合)、専用情報端末の配布や注文・交渉のためのリンク等の設定をはじめとする取引条件に係る合意手段が提供されている場合には、金融商品取引業(媒介)に該当し、かつPTS業務の認可を併せて要することに留意する。</p> <p>(以下略)</p>